

薬学教育（6年制）第三者評価
評価基準

平成30年1月

一般社団法人 薬学教育評価機構

（参考 薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準（第1期）付）

改定評価基準（第2期）と評価基準（第1期）の参照のために

下線：旧基準から改定基準で表現が変更になった部分

< >：複数の基準、観点をまとめた、等の説明

← 新たに設定：改定基準で新たに設定された観点等

⇒ 追加：新たに「注釈」として追加

⇒ 基準に：観点から基準に変更

⇒ 観点到：基準から観点到変更

⇒ 注釈に：観点到から注釈に変更

薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準（第2期）	（参考）薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準（第1期）
<p>「薬学教育評価 評価基準」における『基準』と『観点』について</p> <p>本機構は、各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラムを対象とし、「薬学教育評価 評価基準」に基づき評価を実施します。</p> <p>『基準』は、6年制薬学教育プログラムとして満たすことが必要と考えられる要件及び当該学部・学科の教育研究上の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。</p> <p><u>『観点』をすべて満たせば『基準』を満たすという構成にはなっていませんが、『観点』は、『基準』への適合又は卓越性を判断するとき</u> <u>に特に重点的に求められる内容を定めたものです。</u></p> <p>『基準』『観点』の表記は、その内容により、次の三つに分類されます。</p> <p>(1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。 例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等</p> <p>(2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。 例 「・・・に努めていること。」 等</p> <p>(3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。</p>	<p>「薬学教育評価 評価基準」における『基準』と『観点』について</p> <p>本機構は、各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラムを対象とし、「薬学教育評価 評価基準」に基づき評価を実施します。</p> <p>『基準』は、6年制薬学教育プログラムとして満たすことが必要と考えられる要件及び当該学部・学科の教育研究上の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。</p> <p>← 新たに設定</p> <p>＜以下の『基準』と『観点』についての説明をまとめた＞</p> <p>『基準』は、その内容により、次の2つに分類されます。</p> <p>(1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。 例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等</p> <p>(2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。 例 「・・・に努めていること。」 等</p> <p>『観点』は、各『基準』に関するガイドラインを示したもので、その内容により、次の3つに分類されます。</p> <p>(1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていること</p>

例 「・・・が望ましい。」 等

注釈は、それぞれ該当する『基準』『観点』の記載内容を明確にし
たり、例示したものです。

また、「がくしゅう」に関する表記は、6年間のプログラムレベル
では「学修」、科目レベルでは「学習」とします。

が求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

(2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる
措置を講じていることが求められるもの。

(3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評
価において「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」 等

← **新たに設定**

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

注釈：「薬学教育プログラム」とは、6年制におけるプログラムを指す。複数学科を持つ場合は、教育研究上の目的を学科ごとに定めること。 ⇒ 追加

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるも

教育研究上の目的

1 教育研究上の目的

＜次の基準・観点をまとめて【基準 1-1】に再編成＞

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

＜次の2つの観点をまとめて【観点 1-1-2】に再編成＞

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

＜別々の中項目に記載されていた次の三つの方針をまとめて【基準 1-2】に再編成＞

CP【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラ

のとして策定され、公表されていること。

注釈：「三つの方針」とは、学校教育法施行規則第165条の2に規定されている「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を指す。なお、それぞれこれらの策定及び運用に関するガイドラインに記載されている「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）と同じ意味内容を指すものである。 ⇒ **追加**

【観点 1-2-1】卒業の認定に関する方針では、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力が具体的に設定されていること。

ム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

AP【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

DP【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

＜次の6つは、上記基準に付随する観点＞

CP【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

AP【観点 7-1-1】教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

DP【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

← 新たに設定（次の観点を踏まえて）

【観点 8-3-3-1】教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

注釈：「卒業までに学生が身につけるべき資質・能力」は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働する態度等を指す。 ⇒ **追加**

【観点 1-2-2】教育課程の編成及び実施に関する方針では、卒業の認定に関する方針を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法、学修成果の評価の在り方等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-3】教育課程の編成及び実施に関する方針は、学習の質を重視し、学習・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように設定されていることが望ましい。

【観点 1-2-4】入学者の受入れに関する方針では、卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、どのような学生を求め、多様な学生をどのように評価・選抜するか等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-5】三つの方針が、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

← **新たに設定**

← **新たに設定**

← **新たに設定**

<別々の中項目に記載されていた三つの方針の次の観点をまとめて**【観点 1-2-5】**に再編成>

CP **【観点 2-1-3】**教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

<p>【基準 1-3】 教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。</p> <p>注釈：「検証」は、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化を調査した結果等を踏まえて行うこと。 ⇒ 追加</p> <p>2 内部質保証</p> <p>【基準 2-1】 教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。</p> <p>【観点 2-1-1】自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。</p>	<p>AP【観点 7-1-3】入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。</p> <p>DP【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。</p> <p>【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。</p> <p>【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう<u>努めていること。</u> ⇒ 基準に</p> <p>13. 自己点検・評価</p> <p>【基準 13-1】 適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。</p> <p><次の3つの観点をまとめて【観点 2-1-1】に再編成></p> <p>【観点 13-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。</p> <p>【観点 13-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。</p> <p>【観点 13-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。</p>
--	--

注釈：必要に応じて外部委員又は当該学部の6年制課程の卒業生を含むこと。また、本機構の評価を受審する時だけでなく、計画的に実施されていること。

【観点 2-1-2】自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

注釈：「質的・量的な解析」の例示。

- ・学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度
- ・卒業の認定に関する方針に掲げた学修成果の達成度
- ・在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別分析等

【観点 2-1-3】自己点検・評価の結果がホームページ等で公表されていること。

【基準 2-2】

教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われていること。

注釈：「自己点検・評価結果等」の「等」とは、行政機関、認証評価機関からの指摘事項を含む。また、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。 ⇒ 注釈に

<次の基準・観点をまとめて【観点 2-1-2】と注釈に再編成>

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

【観点 13-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

<次の基準・観点をまとめて【基準 2-2】に再編成>

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。 ⇒ 注釈に

3 薬学教育カリキュラム

3-1 教育課程の編成

【基準 3-1-1】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

【観点 3-1-1-1】教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、薬学教育カリキュラムが以下の内容を含み体系的に整理され、効果的に編成されていること。

- 教養教育

薬学教育カリキュラム

2 カリキュラム編成

- 3 医療人教育の基本的内容
- 4 薬学専門教育の内容
- 5 実務実習
- 6 問題解決能力の醸成のための教育の内容

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

<以下は【基準 3-1-1】に関連した基準・観点>

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

<次の観点を基に基準の一部を踏まえて、【観点3-1-1-1】として再編成>

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

<以下は左欄の●に関する中項目・基準・観点>

「中項目3 医療人教育の内容／（3-2）教養・語学教育」の内容に相当

<ul style="list-style-type: none"> ● <u>薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）</u> ● <u>大学独自の教育</u> ● <u>問題発見・解決能力の醸成のための教育</u> <p>注釈：<u>薬学教育カリキュラムの体系的及び科目の順次性が、カリキュラム・ツリー等を用いて明示されていること。</u> ⇒ 追加</p>	<p>中項目 3 医療人教育の基本的内容／（3－1）ヒューマニズム教育・医療倫理教育（全般）、（3－3）薬学専門教育の実施に向けた準備教育、（3－4）医療安全教育、（3－5）生涯学習の意欲醸成、中項目 4 薬学専門教育の内容、中項目 5 実務実習（全般）、中項目 6 問題解決能力の醸成のための教育／（6－1）卒業研究の内容</p> <p>「中項目 4 薬学専門教育の内容／（4－2）大学独自の薬学専門教育の内容」の内容</p> <p>「中項目 6 問題解決能力の醸成のための教育／（6－2）問題解決能力の醸成のための教育」の内容</p> <p>【基準 6-2-1】 問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。</p> <p>【観点 6-2-1-1】問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。</p> <p>【観点 6-2-1-2】参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。</p> <p>【観点 6-2-1-3】問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。</p> <p>【観点 6-2-1-4】卒業研究や problem-based learning などの問題解決型学習の実質的な実施時間数が 18 単位（大学設置基準における卒業要件単位数の 1/10）以上に相当するよう努めていること。</p>
---	---

<p><u>注釈：語学教育には、医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につける教育を含む。</u></p> <p>【観点 3-1-1-2】薬学教育カリキュラムが、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成になっていないこと。</p> <p>【観点 3-1-1-3】教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていること。</p> <p>3-2 教育課程の実施</p> <p>【基準 3-2-1】 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われていること。</p> <p>【観点 3-2-1-1】学習目標の達成に適した学習方略が用いられていること。</p>	<p style="text-align: center;"><次の2つの観点をまとめて「注釈」に編成></p> <p>【観点 3-2-3-3】医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。</p> <p>【観点 3-2-3-4】医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。</p> <p>【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。</p> <p>← 新たに設定（次の観点を踏まえて）</p> <p>【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。</p> <p>3 医療人教育の基本的内容 4 薬学専門教育の内容 5 実務実習 6 問題解決能力の醸成のための教育</p> <p>← 新たに設定</p> <p style="text-align: center;"><次の基準・観点をまとめて、【観点 3-2-1-1】として再編成></p> <p>【基準 4-1-2】 各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。</p>
--	--

注釈：例えば薬学研究では、必修単位化、十分な研究期間の設定、研究論文の作成、研究成果の医療や薬学における位置づけの考察、研究発表会が行われていること。

【観点 3-2-1-2】薬学臨床における実務実習が「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえて適切に

【観点 4-1-2-1】各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

＜次の基準・観点をまとめて「注釈」に＞

【観点 4-1-2-2】科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。（卒業研究）

【観点 6-1-1-1】卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

← 新たに設定

行われていること。

【観点 3-2-1-3】学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・
評価方法を開発していることが望ましい。

注釈：「資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法」には、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）やパフォーマンス評価を含む。 ⇒ 追加

【基準 3-2-2】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-1】各科目において適切な成績評価の方法・基準が設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-2-2】各科目の成績評価が、設定された方法・基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに、当事者である学生に告知されるとともに、成績評価に対する学生からの異議申立の仕組みが整備され、学生へ周知が図られていること。 ⇒ 下線部追加

【基準 3-2-3】

進級が、公正かつ厳格に判定されていること。

← **新たに設定**

学生

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

【基準 8-1-1】（8-1）成績評価

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

【基準 8-2-1】（8-2）進級

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 3-2-3-1】進級判定基準、留年の場合の取扱い等が設定され、学生への周知が図られていること。

注釈：「留年の場合の取扱い」には、留年生に対する上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度、再履修を要する科目の範囲等を含む。

【観点 3-2-3-2】各学年の進級判定が、設定された基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【基準 3-2-4】

卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-4-1】卒業認定の判定基準が卒業の認定に関する方針に基づいて適切に設定され、学生への周知が図られていること。 ⇒ 下線部追加

【観点 3-2-4-2】卒業に必要な単位数の修得だけでなく、卒業の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価を含むことが望ましい。

【観点 3-2-4-3】卒業認定が判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に行われていること。

注釈：「適切な時期」とは、卒業見込者が当該年度の薬剤師国家試験を受験できる時期を指す。 ⇒ 追加

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。 ⇒ 注釈に

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

← 新たに設定

【観点 8-3-2-2】学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【基準 3-2-5】

履修指導が適切に行われていること。

注釈：「履修指導」には、日々の履修指導のほか、入学者に対する薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンス、入学までの学習歴等に応じた履修指導、「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンス、留年生・卒業延期者に対する履修指導を含む。

3-3 学修成果の評価

【基準 3-3-1】

学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

注釈：学修成果は、教育課程の修了時に学生が身につけるべき資質・能力を意味する。 ⇒ **追加**

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。⇒ **学習・生活相談は「6 学生の支援」の一部にあり**

<次の6つの観点をまとめて「注釈」に再編成>

【観点 9-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-3-2-3】学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

← 新たに設定（次の観点を踏まえて）

【観点 8-3-3-2】総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

【観点 3-3-1-1】 学生が身につけるべき資質・能力が、教育課程の進行に対応して評価されていること。

注釈：評価に際しては、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に評価計画（例えば教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて設定したカリキュラムに則った教育の実施により、いつ、どのような方法で測定するか）の計画）が策定されていることが望ましい。 ⇒ **追加**

【観点 3-3-1-2】 実務実習を履修するために必要な資質・能力が、薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて確認されていること。

注釈：実務実習を行うために必要な資質・能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて確認されていること。薬学共用試験（CBT及びOSCE）の実施時期、実施方法、合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 3-3-1-3】 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること。

← **新たに設定**

【基準 5-2-1】（5-2）薬学共用試験
薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて**実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。** ⇒ **観点に**

<次の2つの観点をまとめて「注釈」に再編成>

【観点 5-2-1-1】 実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】 薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数**および合格基準**が公表されていること。

← **新たに設定**

4 学生の受入れ

【基準 4-1】

入学者（編入学を含む）の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。

【観点 4-1-1】入学者の評価と受入れの決定が、責任ある体制の下で適切に行われていること。

【観点 4-1-2】学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること。

注釈：「学力の3要素」とは、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を指す。

⇒ 追加

【観点 4-1-3】医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫がなされていること。

【観点 4-1-4】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の機会を提供していること。

学生

7 学生の受入

<次の2つの基準をまとめて【基準 4-1】に再編成>

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

← 新たに設定

【観点 7-2-3】医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

<次の基準・観点をまとめて【観点 4-1-4】に再編成>

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

<p><u>注釈：「合理的な配慮」とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮を指す。</u> ⇒ 追加</p> <p>【観点 4-1-5】<u>入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。</u></p> <p><u>注釈：学力の3要素に対応した試験方式の見直しのほか、入学後の進路変更指導等も含む。</u> ⇒ 追加</p> <p>【基準 4-2】 入学者数が入学定員数と乖離していないこと。</p> <p>【観点 4-2-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。</p> <p>【観点 4-2-2】<u>入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られていること。</u></p>	<p>【観点 9-1-5-1】<u>身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。</u></p> <p style="text-align: center;"><次の観点を基に「注釈」に編成></p> <p>【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。</p> <p>← 新たに設定</p> <p>【基準 7-3】 入学者数が入学定員数と乖離していないこと。</p> <p>【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。</p> <p>← 新たに設定</p>
---	--

5 教員組織・職員組織

【基準 5-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

【観点 5-1-1】教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること。

【観点 5-1-2】専任教員数については法令に定められている数以上であること。また、教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切であること。

注釈：教授は大学設置基準に定める専任教員数の半数以上 ⇒ 追加

【観点 5-1-3】1名の専任教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい。

【観点 5-1-4】専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者、又は優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

教員組織・職員組織

10 教員組織・職員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

← 新たに設定

<次の3つの観点をまとめて【観点5-1-2】に再編成>

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

← 新たに設定

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

⇒ 観点到

<以下は【基準 10-1-2】に付随する観点到>

【観点 5-1-5】カリキュラムにおいて重要と位置付けた科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 5-1-6】教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われていること。

【観点 5-1-7】教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するために、次世代を担う教員の養成に努めていること。

【観点 10-1-2-1】専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。 ⇒ **観点に**

＜以下は【基準 10-1-3】に付随する観点＞

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

＜次の基準・観点をまとめて【観点 5-1-6】に再編成＞

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

← **新たに設定**

<p>【基準 5-2】 教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、<u>適切</u>に行われていること。</p> <p>【観点 5-2-1】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、<u>公表</u>されていること。</p> <p>【観点 5-2-2】 研究活動を行うための環境が整備されていること。</p> <p><u>注釈：研究環境には、研究時間の確保、研究費の配分等が含まれる。</u></p>	<p>【基準 10-2-1】 教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。</p> <p><以下は【基準 10-2-1】に付随する観点></p> <p>【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。</p> <p>【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。</p> <p>【観点 10-2-1-3】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、<u>開示</u>されていること。</p> <p><次の基準・観点をまとめて【観点 5-2-2】に再編成></p> <p>【基準 10-2-2】 教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、<u>研究環境</u>が整備されていること。</p> <p>【観点 10-2-2-4】 外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。</p> <p>【観点 10-2-2-1】 研究室が適切に整備されていること。</p> <p><次の2つの観点をまとめて「注釈」に再編成></p> <p>【観点 10-2-2-3】 <u>研究時間を確保</u>するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。</p> <p>【観点 10-2-2-2】 <u>研究費が適切に配分</u>されていること。</p>
--	---

【観点 5-2-3】教育研究活動の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

注釈：組織的な取り組みとは、組織・体制の整備、授業評価アンケート等に基づく授業改善、ファカルティ・ディベロップメント等が含まれる。

【観点 5-2-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【観点 5-2-5】教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されていること。

＜次の基準・観点をまとめて【観点 5-2-3】に再編成＞

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取り組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-2】教員の教育研究能力の向上を図るための取り組みが適切に実施されていること。

【観点 10-3-1-3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

＜次の2つの観点をまとめて「注釈」に再編成＞

【観点 10-2-3-1】教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-3】授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

【観点 10-2-1-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

＜次の基準・観点をまとめて【観点 5-2-5】に再編成＞

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

6 学生の支援

【基準 6-1】

修学支援体制が適切に整備されていること。

【観点 6-1-1】学習・生活相談の体制が整備されていること。

【観点 6-1-2】学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

注釈：「支援体制」には、進路選択に関する支援組織や委員会の設置、就職相談会の開催等を含む。

【観点 6-1-3】学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

学生

9 学生の支援

← 新たに設定

<次の基準・観点をまとめて【観点 6-1-1】に再編成>

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。⇒ 履修指導は「3-2 教育課程の実施」の一部として移動

【観点 9-1-3-1】学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。 ⇒ 観点到

<次の2つの観点をまとめて「注釈」に再編成>

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

⇒ 観点到

注釈：「反映するための体制」には、学生の意見を収集するための組織や委員会の設置、アンケート調査の実施等を含む。

【観点 6-1-4】 学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

注釈：「学習に専念するための体制」には、実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育、各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理と学生に対する加入の指導、事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルの整備と講習会の開催、学生及び教職員への周知、健康診断、予防接種等を含む。

<次の2つの観点をまとめて「注釈」に再編成>

【観点 9-1-7-1】 学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】 学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

<次の2つの基準をまとめて【観点 6-1-4】に再編成>

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

<次の4つの観点をまとめて「注釈」として再編成>

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

【観点 9-1-3-2】 健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

学習環境

7 施設・設備

【基準 7-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が整備されていること。

注釈：施設・設備には、以下が含まれること。

教室（講義室、実験実習室、演習室等）、動物実験施設、薬用植物園、図書室・資料閲覧室・自習室（能動的学習が効果的に実施できる施設・設備であり、適切な利用時間の設定を含む）、臨床準備教育のための施設（模擬薬局等）・設備、薬学教育研究のための施設・設備、必要な図書・学習資料（電子ジャーナル等）等

11 学習環境

【基準 11-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

<次の基準・観点をまとめて「注釈」に再編成>

【観点 11-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 11-1-2】実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 11-1-3】実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 11-1-4】卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

【基準 11-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 11-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 11-2-2】教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 11-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

8 社会連携・社会貢献

【基準 8-1】

教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

【観点 8-1-1】医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献していること。

注釈：地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会等の関係団体、製薬企業等の産業界及び行政機関との連携、生涯学習プログラムの提供等を含む。

【観点 8-1-2】地域における保健衛生の保持・向上に貢献していること。

注釈：地域住民に対する公開講座の開催、健康イベントの支援活動等を含む。

【観点 8-1-3】医療及び薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 11-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

外部対応

1 2 社会との連携

<次の基準・観点を基に、【基準 8-1】と【観点 8-1-1】として再編成>

【基準 1 2-1】

教育・研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 12-1-1】医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

<次の2つの観点をまとめて「注釈」に再編成>

【観点 12-1-2】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 12-1-3】薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 12-1-5】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

【観点 12-1-4】地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

⇒ 注釈に

【基準 1 2-2】

教育研究活動を通じて、医療および薬学における国際交流の活性化に努めて

注釈：英文によるホームページの作成、大学間協定、留学生の受入、
教職員・学生の海外研修等を含む。

いること。 ⇒ **観点に**

<次の3つの観点をまとめて「注釈」に再編成>

【観点 12-2-1】英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するように努めていること。

【観点 12-2-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 12-2-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

『基準』数および『観点』数／改訂基準案				
項目		『基準』数		『観点』数
1 教育研究上の目的と三つの方針		3		7
2 内部質保証		2		3
3 薬学教育カリキュラム	3-1 教育課程の編成	1	7	3
	3-2 教育課程の実施	5		11
	3-3 学修成果の評価	1		3
4 学生の受入れ		2		7
5 教員組織・職員組織		2		12
6 学生の支援		1		4
7 施設・設備		1		0
8 社会連携・社会貢献		1		3
(合計数)		19		53